資料１－２

新しい広域的実施体制の制度設計について

項　目	九州広域行政機構（仮称）	【対応（案）】	広域連合制度（県加入）	項　目
法人の性格	特別地方公共団体		特別地方公共団体	法人の性格
設置の手続き	構成県議会の議決を経た協議により規約を定め、主務大臣の許可 （事務の持ち寄り無し）	事務移譲の手続きと広域連合設置の手続きを同時並行的に行える特例を設ける。 （事務の持ち寄りは必要）	構成県議会の議決を経た協議により規約を定め、総務大臣の許可 （事務の持ち寄りが必要）	設置の手続き
処理する事務	移譲事務のみ		移譲事務 構成団体からの持ち寄り事務	処理する事務
区　域	国による法定		広域連合構成団体の区域	区　域
組　織	・執行機関 知事連合会議（仮称） （・都道府県知事による合議制 ・選挙を行わない。） ・議事機関 議会代表者会議（仮称） （間接選挙を想定）	広域連合について、合議制の理事会を設置できることとする自治法改正を予定。	・執行機関 広域連合長 （・独任制 ・直接選挙又は間接選挙） ・議事機関 広域連合議会 （直接選挙又は間接選挙）	組　織
構成団体の異動	管轄区域の法定により脱退防止		①全構成団体議会の議決、②総務大臣の許可、③許可に際しての関係行政機関の長への協議が必要。 （事実上、脱退困難）	構成団体の異動
包括外部監査	必　須	広域連合に包括外部監査契約の締結を必須とする。	任　意	包括外部監査
直接請求・住民監査等	有り		有り	直接請求・住民監査等
事務・権限の移譲	出先機関の全ての事務・権限について移譲要請	広域連合に丸ごと移譲を可能とする事務移譲の特例を設ける。	広域連合の事務に関連するものでなければ移譲不可	事務・権限の移譲